

# 評 価 報 告 書

平成21年3月

京都府児童相談所業務外部評価委員会

# 目 次

|   |                            |    |
|---|----------------------------|----|
| 1 | はじめに                       |    |
|   | (1) 外部評価委員会の目的及び経過         | 1  |
|   | (2) 評価の視点                  | 1  |
|   | ア 評価項目                     |    |
|   | イ 評価の実施方法                  |    |
|   | ウ 評価を実施する上での留意事項           |    |
| 2 | 評価結果                       |    |
|   | (1) 死亡事案や困難事案における関係機関の連携状況 | 3  |
|   | ア 児童虐待死亡事案                 |    |
|   | イ その他の虐待対応事案               |    |
|   | (2) 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況   | 9  |
|   | ア 市町村における協議会の設置・運営状況       |    |
|   | イ 市町村支援の状況                 |    |
|   | (3) 子どもの安全を確保するための迅速な対応    | 11 |
|   | (4) 児童相談所におけるITシステムの活用状況   | 13 |
| 3 | おわりに                       | 15 |
| 4 | 評価委員会の開催経過                 | 16 |
| 5 | 京都府児童相談所業務外部評価委員会・委員名簿     | 17 |
| 6 | 参考資料                       | 18 |

# 1 はじめに

## (1)外部評価委員会の目的及び経過

平成18年10月に長岡京市で発生した児童虐待死亡事案を受け、京都府では、児童相談所の業務管理・組織運営等を定期的に確認・評価するため、平成19年度に外部有識者による評価委員会を設置した。

昨年度は、子どもの安全を確保するための迅速な対応が出来ているか、地域におけるネットワークの現状、子どもの見守りや連携強化について評価を行った。

市町村が児童相談の第一義的窓口位置付けられ、児童相談業務が児童相談所と市町村とで重層的に行われるようになって3年が経過したことから、市町村における初期対応や関係機関とのネットワークの状況等にも評価を広げ、児童相談業務の充実に資することとする。

## (2)評価の視点

### ア 評価項目

今年度は、児童相談所と市町村との連携がうまく進んでいるのか、死亡事案や困難事案など具体的な虐待事案の経過を通じて、児童相談所や市町村など関係機関での対応、地域における連携の在り方や子どもの見守り体制などの取組状況等についての確認を行うとともに、地域におけるネットワークの重要な場である要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況、さらにはそれに対する児童相談所や保健所の支援・連携の状況について確認し、評価を行った。

また、緊急時対応の基本である子どもの安全を確保するための迅速な対応について、昨年度に引き続き状況を確認するとともに、組織的な情報の共有化、ケースの進行管理等のために今年度から導入された児童相

談 I T システムの運用状況について確認し、評価を行った。

## **イ 評価の実施方法**

各委員が分担して、それぞれの児童相談所（宇治・京都・福知山）に出向き、評価のポイントに沿って虐待事案の経過や参考資料、児童相談 I T システムの画面を元に、各職員（所長、参事、相談判定課長、未来っ子サポートチーム（虐待担当）職員、保健所虐待対応専任職員等）や関係市からのヒアリング及び状況確認等を行うことにより実施した。

## **ウ 評価を実施する上での留意事項**

複雑困難化する児童虐待事案に対し、児童相談所と市町村など関係機関が連携して対応する中で、何が出来て、何が出来ていないのかという単なるチェックではなく、児童相談業務がより一層適切に、また職員がやりがいを持って活動できるよう助言する立場から評価を行ったものである。

## 2 評価結果

### (1) 死亡事案や困難事案における関係機関の連携状況

#### ア 児童虐待死亡事案

##### (ア) 事案の概要

平成20年2月に4歳の女児がネグレクトにより衰弱死した事案である。家族構成は、実母、実母の内縁の夫、本児、きょうだい（3人）、同居人男性（夫の友人）であった。

女児の死因は肺炎であったが、全身に100ヶ所以上のあざがあり、硬膜下血腫や胸腺の喪失が見られた。また、死亡時の体重は同年齢の下限を下回る10.2kgという状況であった。

本件の公判においては、平成19年の八幡市への転入当初から平手打ちや外出時にガムテープで縛る等の虐待が行われており、市内での転居後に暴行や食事制限等虐待がひどくなっていたことが事実として確認されている。

##### (イ) 取組の状況

##### ① 事案への対応状況

| 年月     | 八幡市における対応状況  |
|--------|--|
| H19.9  | ・ 民生児童委員から「子どもたちだけで過ごすことが多く泣き声も聞こえる」との近隣住民情報を受ける。<br>(民生児童委員に継続的見守りを依頼、学校の情報聴取)  |
| H19.10 | ・ 2度家庭訪問するも留守<br>・ 民生児童委員から家庭の様子を聴取<br>・ 相談員と保健師が家庭訪問（本児以外の子を確認）<br>・ 相談員と保健師が2度目の訪問（本児を確認）<br>→ 顔色が少し優れないよう確認したところ、実母から前夫からの虐待があったとの説明を受け、それ以外特に気にする状況がなかったため、育児支援による対応を決定<br>(案件会議にもかからず、児童相談所との情報共有もなし) |
| H19.11 | 市内転居に伴い、保健師、民生児童委員の担当者が交替  |
| H19.12 | 本児の幼稚園入園の申請があったことを確認   |

|        |  |
|--------|--|
|        | ※12, 1月の育児相談への来所がないため訪問を検討。                                      |
| H20. 2 | 本児死亡   |
| H20. 2 | (児童相談所)<br>・本児死亡後、きょうだいに係る通告を受けてから当該家庭への関与を開始（児童相談所では本児への対応経過なし） |

## ② 八幡市における改善の取組状況

八幡市においては、当該家庭に関与していたにも関わらず本児を救うことができなかつた事実を重く受け止め、平成20年度から、以下のような対応、体制の強化が図られている。

- 通告後、市の責務として安否確認を行い、調査後に関係課からなる受理会議を実施（全ケース受理会議を実施）
- 虐待相談通告受付票の様式を定め、評価チェックリストによる評価を行うことを徹底
- 休日・夜間も含めた緊急時の連絡体制を整備
- 児童虐待防止ネットワーク会議の要保護児童対策地域協議会への移行
- 2か月ごとの児童の安全確認と虐待案件会議の開催
- 相談員の増員（1名）による相談体制の強化

### 【 業務の改善・充実に向けた助言 】

▶ 八幡市では保健師と家庭児童相談室の相談員が同行訪問するなど、関係部署との連携の取組が進んでいるところがあった。

一方で、市内での転居後に担当の保健師や民生児童委員等が変わり、地域の見守りの取組の連続性に隙間が生じていた。今後は地域の見守り活動の連続性に留意し、しっかり引継を行う必要が

ある。

- ▶ 家庭訪問時、他のきょうだいは目視できたが、当該児童のみ、在宅しているにもかかわらず会うことができないような場合、虐待のおそれがあるのかどうかについて、特に留意した対応を行うべきである。

また、目視による安全確認ができたことで安心してしまい、その後の対応や状況判断を誤ることもあるので、適宜、アセスメントを行うことが重要である。このとき、転入世帯等で情報が少ない場合には、一定以上の経過や情報を持って援助を行っている他の家庭と同じように扱わず、注意して判断する必要がある。

- ▶ さらに、家庭訪問や面談で家庭内の状況を的確に把握するためには、日常的会話の中からうまく情報を引き出すなど職員の面談スキルを向上させる必要がある。

また、保護者との関係性が構築されると具体的な情報が得られて相談や援助が行いやすくなる反面、リスクなどを客観的に評価することができなくなることもあるので注意が必要である。

- ▶ 市町村は身近な相談機関として、監視型ではなく、保護者等にうまくどう寄り添えるかに力点を置いた対応を行うべきであり、他の用務に絡めるなど訪問にあたって摩擦を少なくするような工夫を行うとともに、的確なアセスメントを行うため、周辺情報を踏まえて、どういう家族であるか予想を立てながら、アプローチをしていく必要がある。

- ▶ 今回の案件では、子どもの多いネグレクト家庭との認識があったため、特定の子どもに対して暴行等の虐待が行われていた状況を把握できていなかった。リスクアセスメントにおいて、正確で客観的な情報を把握する必要があり、間接的な情報や伝聞情報だけでなく、泣き声が特定の子どもだけであったのかなど情報提供

者から直接情報を集めることが必要である。なお、ケースの状況によっては、近隣への直接確認も行うべきである。

- ▶ アセスメントに使うチェックリストは、簡素化したものでないと日常的には使えない。が、一方で簡素すぎると的確なアセスメントに必要な情報が漏れるので、備考欄等の工夫も必要である。
- ▶ 民生児童委員等関係機関に見守りを依頼する場合、具体的な生活状況（例えば、何時頃外出や帰宅しているのか、どういう場面で誰の泣き声があるのかなど）を確認してもらうよう依頼することが重要である。

## イ その他の虐待対応事案

**事例 1：虐待通告後、関係機関協議の結果、保育所での安全確認を決定したにも関わらず、確認までおよそ1ヶ月を要した事例**

| 年 月                                | 対 応 状 況  |
|------------------------------------|--|
| 背景：双子、未熟児で出生後、きょうだいはずぐに退院、本児は1歳で退院 |  |
| H19. 9下旬                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市相談窓口へ虐待通告。保育所での見守りにより経過観察</li> </ul> <p>登園しない状態が続くも、保育所の親との関係性を保ちたいという思いが強く、児童相談所による訪問調査等の介入的な方法を避ける。母子の居場所が確認できない状況が続き、保育園長が電話連絡をするとともに夜間訪問を2度行うが、明かりの確認のみで帰る。</p> |
| H19. 11月上旬                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士がスーパー駐車場で本児を見かける</li> <li>・児童相談所が家庭訪問するも、本児に会えず</li> </ul>  |
| 中旬                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の面接要請に対し、父母が本児を連れて来所。保健師相談を希望</li> </ul>  |
| 下旬                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登園再開するも、母親は余裕がなさそうな印象</li> </ul> <p>しばらくして、再び登園しなくなる</p>   |



|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| H20. 1下旬  | ・本児入院のため、保育所を一旦退所し、市は見守りを終結 |
| H20. 3月上旬 | ・児童相談所に他機関から虐待通告            |

### 【 業務の改善・充実に向けた助言 】

- ▶ 保育所等が親との信頼関係の維持に重点を置くことは一般的に多く見られるが、できるだけ早く安全確認することが必要である。市町村においても、早期に安全確認を行うためのルールづくりを行い、全機関が当事者として認識を共有することが重要である。
- ▶ 虐待している親は真実を隠すとの認識も持ち、保護者からの電話や伝聞形式の情報だけでなく、子どもへの聞き取りや目視による安全確認など直接の情報を大切にすることが必要である。
- ▶ 児童相談所や市町村は、被害者である子どものみならず、虐待をしている保護者に対しても子育ての苦勞に寄り添うような対応や助言を行うなど、保護者の子育て観や生活状況も踏まえて、その家族に応じた援助に努められたい。

**事例2：不登校や引きこもりに対する宿泊型民間更生施設において、施設内での職員による暴行等虐待の疑いがあり、児童相談所による立入調査等関係機関が連携して対応が行われた事例**

| 年月     | 対応状況                            |
|--------|---------------------------------|
| H19.10 | ・引きこもり等課題を持つ青少年らが入所する施設で職員による暴行 |

|         |   |
|---------|---|
| H19. 11 | <p>等虐待が行われている恐れがあると情報を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任意による訪問調査を実施（警察同行）するも、親元に帰したため児童は不在との施設長の説明（後日、虚偽であったことが判明）</li> </ul> <p>この間、数回の訪問等を実施<br/>（入所児童からも虐待の事実を得られず）</p> |
| H20. 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察からの通告により、児童等一時保護</li> <li>・保護児童から、他にも児童が入所しており、虐待を受けているとの情報を得たため、立入調査を実施し、児童すべてを保護</li> <li>・警察、市町村、保健所、広域振興局等関係者間の情報を共有</li> </ul>             |
| H20. 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長及び代表の2名が傷害容疑で逮捕され、入所者12名を保護（児童2名、ほか10名）</li> <li>・施設内で暴行、食事、入浴などの生活制限、監視下での労作業などの実態が判明</li> <li>・順次、保護者と一緒に帰宅、所管児童相談所へ移送</li> </ul>            |

### 【 業務の改善・充実に向けた助言 】

- ▶ 児童虐待防止法は家庭での虐待を想定した法律であるが、法律を駆使して児童相談所が当該施設への立入調査等の対応を行ったことについては評価できるが、施設職員と切り離れた面接調査や児童の住環境の確認等の調査ができずに、結果として実態を把握できなかったなどの課題も見られた。
- ▶ 子どもへの人権侵害が行われているとの情報があったのであれば、速やかに実態を把握して必要な対応を行うべきである。実態を把握するための調査については強い姿勢を持って臨むべきであり、今回の課題を今後の対応に生かされたい。
- ▶ 危機管理の側面でこのような施設に対して、法的規制を強める必要もあると思うが、地域の方でこういった施設が抑制されるような対応が望まれる。

- ▶ 施設に対する行政の指導監督権限がない状況で、幅広い関係機関が連携して、可能な取組を進めるため会議を開くなど工夫されている。今後も児童相談所業務への理解を深めてもらい、必要に応じて関係機関の連携が進むよう努められたい。
- ▶ 関係機関が連携するとお互いの意図が分かり業務が進みやすくなる一方で、各機関の目的が異なるため連携を取りにくい点も出てくるので、その際は児童福祉を主眼にしっかりと取り組むことが重要である。
- ▶ 児童相談所が継続的に関与する中で、児童相談所が来たら助けてもらえるとの希望を子どもたちに与えていたということもあったので、子どもたちの権利侵害が起きたときに、守ってくれるのは児童相談所とのアピールを子どもたちに行うことが望ましい。
- ▶ 非行や不登校は対処療法では対応しきれないところもあるため、児童相談所は親への相談援助を行い、不登校や引きこもりにならぬよう、未然防止に向けた取組をお願いしたい。

## **(2) 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況**

### **ア 市町村における協議会の設置・運営状況**

児童虐待の対応におけるネットワークとして、任意に設置する関係機関のネットワーク会議が設置されていたが、平成17年度以降児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置できることとなり、平成20年4月からは、その設置が努力義務化された。

そのような中で児童相談所や保健所の支援もあり、平成20年11月には府内の全市町村（京都市を除く）に要保護児童対策地域協議会が設置され、各地域における要保護児童への支援体制が整備さ

れた。

児童虐待対応における関係機関ネットワーク設置状況 (市町村数)

|              | ⑬当初 | ⑬年度末 | ⑳11月 |
|--------------|-----|------|------|
| 要保護児童対策地域協議会 | 5   | 16   | 25   |
| 任意のネットワーク会議  | 13  | 6    | —    |
| 会議等未設置       | 7   | 3    | —    |

府内の市町村が設置する協議会の特徴として、その多くが代表者会議、実務者会議、ケース検討会議からなる3層構造で運営されており、2層構造や4層構造による運営も一部の協議会が行っている。また、構成団体は児童福祉主管課、児童相談所、保健所、教育委員会、警察署、医師会、民生児童委員協議会が全協議会で参加となっており、その他学校や保育所、人権擁護委員等が地域の状況に応じて参加している。

## イ 市町村支援の状況

府では、保健所を児童虐待の最前線機関に位置づけ、昨年度からは児童相談所と兼務する児童福祉司を配置し、案件会議を保健所が呼びかけて開催するなど地域における虐待対応の強化に取り組まれてきた。更に、市町村が主体となった地域における虐待対応の強化を図るため児童虐待防止アドバイザーを派遣するなど要保護児童対策地域協議会の設置促進や運営支援に取り組むとともに、児童相談所と連携して市町村の児童家庭相談の担当者等への研修などの支援が行われていた。

また、平成20年11月には府内の全市町村（京都市を除く）に要保護児童対策地域協議会が設置されたことに伴い、府では、課題の共有や情報交換等を行う要保護児童対策地域協議会ネットワーク会議を設置して今後支援していく体制を整備された。

### 【 業務の改善・充実に向けた助言 】

- ▶ 保健所に児童福祉司を配置し、市町村支援に取り組んだ結果、今年度全市町村に要保護児童対策地域協議会が設置され、児童相談所と市町村の連携が進んだと思われる。今後はその中身を更に充実するような形で引き続き御尽力いただきたい。
- ▶ 市町村児童相談担当職員の研修を児童相談所が企画して実施されるなど、市町村等関係職員の参加を促すような積極的な取組が見られた。今後とも児童相談所職員とあわせて市町村職員等関係者の資質向上にも努められたい。
- ▶ 多様な機関や職種の間が参加している協議会の特性を生かして、ケースを多角的に捉えて支援していくことが必要である。  
また、特定の機関だけで処理せず、協議会を適時に開き、全機関が情報を共有し、対応方針や役割分担を明確化して、協同して活動することが重要である。
- ▶ ケース検討会議においては、結論や方針が出ないことも起こりやすい。会議の運営が軌道に乗るまでは、児童相談をよく理解している人や力量のある人に参加してもらうことも必要である。
- ▶ 日常の会議や対応を重ねる中でシステム化やマニュアル化を進め、関係機関同士の意識の差をなくしていくとともに、研修でレベルアップを図ることが重要であり、そのために府も継続した支援に取り組まれたい。

### (3) 子どもの安全を確保するための迅速な対応

48時間ルールについて前回に引き続き、取組状況を確認したところ、安全確認を行えなかった子どもはならず、すべての虐待ケースについて安全確認が行われていた。なお、新規虐待通報のあった199件のうち、市町村等が既に状況を把握しており通報時点で安全確認ができたもの116件を除いた83件について、ほぼ全件（97.0％）で48時間以内での安全確認が行われていた。

新規虐待通報処理状況（3児相合計）

|      | 新規虐待<br>通報件数 | 通報時点で<br>安全確認で<br>きたもの <sup>※</sup> | 48時間ルールでの安全確認 |               |              |
|------|--------------|-------------------------------------|---------------|---------------|--------------|
|      |              |                                     |               | 48時間以<br>内で確認 | 48時間超<br>で確認 |
| ⑲上半期 | 268件         | 124件                                | 144件          | 130件          | 14件          |
| ⑲下半期 | 217件         | 132件                                | 85件           | 81件           | 4件           |
| ⑳上半期 | 199件         | 116件                                | 83件           | 77件           | 6件           |

※通報時点で、既に関係機関（市町村など）が子どもの状況を把握しているもの。

48時間以内に確認できなかったケースの状況を確認すると、訪問したが留守であったため再訪問して確認できたケースや周辺調査で緊急性が低いと判断でき、直近に関係機関が接触する機会があったため、それを待って対応したケースや児童が合宿で数日不在であったために超過したようなケースであった。

また、児童相談所においてはITシステムが今年度から導入され、システムを活用したケースの進行管理が行われることとなった。なお、安全確認を含めた初期対応は、緊急性を考慮してシステムへの情報入力に優先して対応することとされていた。また、システムで受理会議の登録を行うようになっており、ケースの入力漏れが発生することのないよう運用を行っていた。

**【 業務の改善・充実に向けた助言 】**

- ▶ 48時間ルールについて昨年度に引き続き取組状況を確認したが、早期に安全確認を行うよう努められており、48時間以内に安全確認が行えなかった理由についても相当の理由があったものと考えられる。昨年度は関係機関との連携に課題が見られたケースもあったが、今年度はそのような状況がなかったため、今後とも市町村をはじめとする関係機関と一層の連携を図り、子どもの安全確認が行われるよう努力されたい。
- ▶ 全市町村に要保護児童対策地域協議会が設立されたところであるが、前述の事案にもあったように市町村においても子どもの安全を確認することは重要であり、協議会の関係機関が連携して対応することが必要である。全ての関係機関が早期の安全確認の必要性に対する認識を共有するよう取組を進められたい。

#### **(4) 児童相談所におけるITシステムの活用状況**

児童相談ITシステムは、長岡京市で発生した児童虐待死亡事案の検証を踏まえ、組織内の情報共有を徹底し、組織的なケース進行管理が行えるよう、既存のパッケージソフトをベースに虐待対応機能の付加を行い、児童相談所等の関係機関に本年度から導入された。

このシステムは、相談・援助の情報管理をはじめ各種の通知や会議資料の作成、施設等への入所児童に係る保護者負担金の決定、統計資料の作成など児童相談所の幅広い業務に対応しているが、システムの活用について以下のような状況がみられた。

- ・ 導入にあたっては様々な研修を実施し、運用にあたっては独自のテキストを作成して運用している。
- ・ システムでのケース検索が可能となったため、対応状況を俯瞰でき、組織内での情報共有が進み、進行管理が容易になった。
- ・ 記録や通知の作成、会議資料の作成に係る作業全般は軽減されたが、システムの仕様により緊急時の一時保護通知作成など

一部運用が困難な状況も発生している。

- ・ システムに入力する項目が多く、複数の画面にわたるため、操作が複雑で慣れるのに約半年の期間がかかっており、扱いにくい印象や精神的な負担を感じている職員もいる。
- ・ アラームシステム（一定期間の対応記録がない場合に担当者や管理職に通知する機能）では、複数ケースを同時に対応した場合に入力が軽減されず、上手く運用できていない状況もある。
- ・ リスクアセスメントシートは、虐待ケースを中心に適時の活用が図られている。

### 【 業務の改善・充実に向けた助言 】

- ▶ 情報の共有化やケースの進行管理、業務の省力化などシステムの利点を有効に活用したケースワークを進める必要がある。
- ▶ システムを活用したケース管理が適切に行われるためには、職員の習熟が必要であり、特に人事異動で転入した者等への研修など各職員が習熟されるよう努められたい。
- ▶ 緊急の通知作成対応が困難などシステムのプログラムに起因するような課題も見られることから、利用する職員がより使いやすく、ケースワークの向上に資するようなシステムへの改善の取組を図られたい。
- ▶ 本来のケースワークをしっかりと進めていく中で、システムを効果的に活用するためには、必要な機能に特化した活用も一方策と考えられる。



### 3 おわりに

今年度は、児童相談所の取組状況に加え、個別事例への取組状況や要保護児童対策地域協議会の状況などについても聞き取りを行ったが、児童相談所だけでなく、要保護児童対策地域協議会の運営など各市町村が努力して取り組まれている状況がうかがわれた。

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化、深刻化する中で、子どもに関する家庭等からの相談へのきめ細かい対応の積み重ねが児童虐待の防止につながり、子どもたちの心身ともに健やかな成長を促すものであることから、児童相談所や児童相談の第一義的窓口とされる市町村における児童相談業務がより一層適切に進められるとともに、職員がやりがいを持って活動できるような環境づくりの一助となることを願っている。

今回の報告書にある取組状況や数値の背後にある、日々悩みながらも奮闘する関係者の姿を汲み取っていただき、児童相談活動に対する理解を深める契機としていただければ幸いである。

## 4 評価委員会の開催経過

### ● 第1回評価委員会

開催日：平成20年12月4日（木）18:00～19:40  
会場：ルビノ京都堀川  
議事：・京都府の児童虐待の状況について  
・本年度の外部評価について

### ● 第2回評価委員会（福知山児童相談所現地調査）

開催日：平成21年1月13日（火）14:00～16:40  
議事：・地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り  
・子どもの安全を確保するための迅速な対応  
・その他

### ● 第3回評価委員会（宇治児童相談所現地調査①）

開催日：平成21年1月27日（火）13:30～16:40  
議事：・地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り  
・子どもの安全を確保するための迅速な対応  
・その他

### ● 第4回評価委員会（宇治児童相談所現地調査②）

開催日：平成21年2月9日（月）13:20～15:40  
議事：・地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り  
・その他

### ● 第5回評価委員会（京都児童相談所現地調査）

開催日：平成21年2月13日（金）13:30～16:00  
議事：・地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り  
・子どもの安全を確保するための迅速な対応  
・その他

### ● 第6回評価委員会

開催日：平成21年3月13日（金）10:00～12:00  
会場：ルビノ京都堀川  
議事：・今年度の評価報告書について  
・その他

## 5 京都府児童相談所業務外部評価委員会 ・委員名簿

| 氏 名            | 役 職  |
|----------------|--|
| [委員長]<br>澤 田 淳 | 京都府立医科大学名誉教授<br>京都市子ども保健医療相談・事故防<br>止センター長 |
| 安 保 千 秋        | 弁護士（京都弁護士会所属）                              |
| 津 崎 哲 郎        | 花園大学社会福祉学部教授                               |
| 廣 井 亮 一        | 立命館大学文学部教授                                 |
| 中 川 晃          | 京都府民生児童委員協議会会長                             |
| 麻 田 知寿子        | NPO法人きょうとCAP代表                             |

# 平成20年度 児童虐待総合対策事業費

## 1 事業の趣旨

急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に至るまで、一貫した施策を総合的に推進する。

## 2 事業概要

### (1) 児童虐待予防対策推進事業費

- ▶ 養育上課題のある家庭に対し、心理カウンセラー、医師、保健師等による相談・支援
- ▶ 府域全体を網羅する「児童虐待防止ネットワーク会議」の開催
- ▶ 市町村の法定協議会運営に対する虐待防止アドバイザーの派遣

### (2) 児童虐待早期対応体制強化費

- ▶ 児童相談所において初期対応等を行う児童虐待対応協力員の配置
- ▶ 相談体制・協力体制強化のための児童相談所・市町村・関係機関等職員への研修実施
- ▶ 法的問題に対して専門的助言や援助を行う弁護士の確保
- ▶ 児童相談業務に対応するITシステムの運営

### (3) 家庭支援相談機能充実事業費

- ▶ 地域の児童問題に対して相談援助を行う児童家庭支援センターの運営  
＜舞鶴学園に付設＞

### (4) 「児童相談所業務外部評価委員会」運営費

- ▶ 児童相談所の業務について外部の有識者による評価委員会の実施

### (5) 児童虐待再発防止・自立支援事業費

- ▶ 虐待を行った保護者へのカウンセリングを行う精神科医の配置

## 3 予算額

39,565 千円

# 市町村における要保護児童対策地域協議会設置状況

|          | 19年度当初                                | 19年度末                                 | 20年度末                                 | 法定協議会<br>設置時期 |
|----------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------|
| 1 福知山市   | ○ ネットワーク会議                            | ○ ネットワーク会議                            | ● 法定協議会                               | H20. 5月設置     |
| 2 舞鶴市    | ○ ネットワーク会議                            | ○ ネットワーク会議                            | ● 法定協議会                               | H20. 8月設置     |
| 3 綾部市    | ○ ネットワーク会議                            | ○ ネットワーク会議                            | ● 法定協議会                               | H20. 10月設置    |
| 4 宇治市    | ○ ネットワーク会議                            | ○ ネットワーク会議                            | ● 法定協議会                               | H20. 7月設置     |
| 5 宮津市    | ○ ネットワーク会議                            | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | H19. 8月設置     |
| 6 亀岡市    | ○ ネットワーク会議                            | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | H20. 2月設置     |
| 7 城陽市    | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | H17. 12月設置    |
| 8 向日市    | ○ ネットワーク会議                            | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | H20. 3月設置     |
| 9 長岡京市   | ○ ネットワーク会議                            | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | H19. 11月設置    |
| 10 八幡市   | ○ ネットワーク会議                            | ○ ネットワーク会議                            | ● 法定協議会                               | H20. 11月設置    |
| 11 京田辺市  | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | H18. 2月設置     |
| 12 京丹後市  | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | H18. 8月設置     |
| 13 南丹市   | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | H18. 12月設置    |
| 14 大山崎町  | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | H19. 1月設置     |
| 15 久御山町  | —                                     | —                                     | ● 法定協議会                               | H20. 9月設置     |
| 16 井手町   | ○ ネットワーク会議                            | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | H20. 2月設置     |
| 17 宇治田原町 | ○ ネットワーク会議                            | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | H19. 9月設置     |
| 18 木津川市  | —                                     | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | H20. 2月設置     |
| 19 笠置町   | —                                     | ● 法定協議会<br>(3町村合同)                    | ● 法定協議会<br>(3町村合同)                    | H20. 3月設置     |
| 20 和束町   | ○ ネットワーク会議                            | ● 法定協議会<br>(3町村合同)                    | ● 法定協議会<br>(3町村合同)                    | H20. 3月設置     |
| 21 精華町   | —                                     | ● 法定協議会                               | ● 法定協議会                               | H19. 8月設置     |
| 22 南山城村  | —                                     | ● 法定協議会<br>(3町村合同)                    | ● 法定協議会<br>(3町村合同)                    | H20. 3月設置     |
| 23 京丹波町  | ○ ネットワーク会議                            | ○ ネットワーク会議                            | ● 法定協議会                               | H20. 7月設置     |
| 24 伊根町   | —                                     | —                                     | ● 法定協議会                               | H20. 10月設置    |
| 25 与謝野町  | —                                     | —                                     | ● 法定協議会                               | H20. 11月設置    |
| 計        | ● 法定協議会 5<br>○ ネットワーク会議 13<br>× 未設置 7 | ● 法定協議会 16<br>○ ネットワーク会議 6<br>× 未設置 3 | ● 法定協議会 25<br>○ ネットワーク会議 0<br>× 未設置 0 |               |

○ ネットワーク会議 …市町村が任意に設置する児童虐待対応のための関係機関のネットワーク会議

● 法定協議会 …児童福祉法に基づき設置する要保護児童対策地域協議会

※ 平成16年法改正から設置が可能とされ、平成20年4月からは設置が努力義務化された

# 市町村等要保護児童対策地域協議会について

平成20年11月1日現在

## 1 調査対象

市町村等要保護児童対策地域協議会（23協議会）

※ 11月設置予定の2協議会を含む

## 2 調査結果概要

### ● 協議会の設置形態

- ・ 多くの協議会が3層構造（代表者会議、実務者会議、ケース検討会議）で運営（18）
- ・ その他、2層構造（2）や4層構造（3）の運営形態もある

### ● 協議会の主な構成団体

| 協議会構成団体参加率 | 団体等名称   |
|------------|---|
| 全協議会       | 児童福祉主管課（市家庭児童相談室含む）、児童相談所、保健所、教育委員会、警察署、医師会、民生児童委員協議会（主任児童委員等個人への委嘱を含む）                         |
| 3 / 4 以上   | 母子保健主管課、幼稚園、小学校、中学校、社会福祉協議会   |
| 1 / 2 以上   | 保育所、人権擁護委員（協議会）   |
| 1 / 4 以上   | 保健センター、障害福祉主管課、法務局、養護学校、弁護士会  |
| その他参加団体等   | 人権担当課、消防関係（消防本部・消防組合等）、病院・診療所、児童館、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、障害児施設、青少年育成関係団体、PTA連絡協議会、保護司会、NPO法人、学識経験者等 |

### ● 要保護児童対策調整機関（事務局担当機関）

- ・ 児童福祉主管課（母子保健統合主管課含む）が担っている協議会が多い（18）
- ※ その他、福祉事務所（家庭児童相談室）や教育委員会、人権担当課もある

### ● 協議会の対応範囲

- ・ 虐待ケース以外の対応（10）
- ※ 非行（6）、不登校・いじめ（7）、DV（8）、養護（3）

### ● 協議会の開催状況

- ・ 代表者会議は年1～3回の開催頻度で実施
- ・ 関係機関による情報共有や検討を行う実務者会議の開催頻度（予定を含む）
- ※ ケースの状況に応じて年2～18回開催（1協議会あたり 平均5.8回/年）
- ・ 個別ケース検討会議は、ケース受理等必要な状況に合わせて開催されている。

## 平成20年度児童相談所等研修実施状況

平成20年12月現在

### ▶ 児童相談所職員研修

|     | 府主催研修  | 国等への派遣研修   |
|-----|--|--|
| 初任者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任児童福祉司研修</li> <li>・児童相談所職員研修会（基礎講座）</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司資格認定通信講座</li> </ul>   |
| 中堅  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司スキルアップ研修</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所中堅職員研修</li> </ul>   |
| 指導者 | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所スーパーバイザー研修</li> <li>・一時保護所指導者研修</li> <li>・地域虐待対応研修指導者研修</li> </ul>        |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿児童相談所職員研修会</li> <li>・性的虐待防止研修（心理判定員研修）</li> <li>・児童相談所講演会（家族について）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域虐待対応アドバンス研修</li> <li>・子どもの虐待防止推進全国フォーラム</li> <li>・日本子ども虐待防止学会学術集会</li> </ul> |

### ▶ 市町村等関係機関職員研修

| 研修内容   | 研修対象者                              | 参加者数      |
|--|------------------------------------|-----------|
| 児童虐待未然防止研修<br>※ 母子保健における虐待未然防止の取組<br>※ 地域における子育て支援 | 府・市町村保健師、相談員等<br>民生児童委員、保育所、市町村職員等 | 34<br>167 |
| 市町村児童相談担当職員研修<br>（全体会1回、児相会場3回の開催）                 | 市町村児童相談担当職員等                       | 38        |
| 市町村職員実務特別研修<br>※ 面接・コミュニケーションの基本<br>※ 非行ケースの理解と対応  | 市町村児童相談担当職員等<br>//                 | 81<br>71  |
| 医療従事者等研修（監察医から見た児童虐待）                              | 医療従事者、行政関係者                        | 45        |
| 児童相談所講演会（家族について）                                   | 児相、市町村児童相談担当職員                     | 93        |

# 児童相談システムについて

## 1 主要な機能

|           |  |
|-----------|--|
| 情報の共有化    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童記録をシステムで管理し、相談履歴も簡単に閲覧</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者以外でもケースの閲覧や処理が可能</li> <li>・きょうだいの相談状況も容易に確認が可能</li> <li>・処理状況を把握し、適切な管理を実施</li> <li>・保健所や本庁との即時の情報共有で速やかな協議・対応が可能</li> </ul> </div>                                 |
| リスクアセスメント | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急度アセスメント（初期対応時に実施）<br/>虐待の状況から緊急保護の必要性を評価</li> <li>○ リスクアセスメントシート（定期的実施）<br/>虐待重症度の判定、虐待のリスク要因等を評価</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者の力量のみに頼らない評価の実施</li> <li>・複数の目による評価内容のチェック</li> <li>・定期的なリスクアセスメントの見直し</li> </ul> </div> |
| アラーム機能    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対応経過の入力がない場合に担当者や管理職に警告表示</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応もれを防ぎ、組織的な進行管理を実施</li> </ul> </div>   |
| 業務の省力化    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通知等作成機能</li> <li>○ 会議資料作成機能</li> <li>○ 統計作成機能</li> <li>○ 施設入所児措置費負担金算定</li> </ul>   |

## 2 システム導入機関

| 所 属   | 対 象 職 員           | 閲覧等対象地域 |
|-------|-------------------|---------|
| 児童相談所 | 全職員（利用しない一部職種を除く） | 児童相談所管内 |
| 保健所   | 福祉室長、虐待対応専任職員     |         |
| 本 庁   | こども政策監、家庭支援課長     | 府 全 域   |

## 3 運用時期 平成20年4月 運用開始





☆一時保護決定に向けて

: 該当する : 該当しない

表面より

6. 子どもに虐待の影響が明らかにしている。

- 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、（ ）
- 面接場所での様子（無表情、表情暗い、うつめ、体の緊張、過度のスキンシップ）
- 虐待に起因する身体的症状（発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛など）

YES

NO

7. 保護者に虐待につながる危険性がある。

- 子どもへの拒否的感情・態度（ ）
- 精神状態に問題を含む（ ）
- 性格的・人格的に問題がある（ ）
- アルコール・薬物等の問題がある
- 児相からの援助に対して拒否的、改善するつもりがないなど
- 家族・同居者間での暴力、不和がある
- 日常的に子どもを守る人がいない

YES

NO

評価決定 集中的な支援

8. 虐待発生の可能性が家庭環境にある。

- 虐待によるのではない子どもの生育上での問題など（ ）
- 子どもの問題行動（ ）
- 保護者の生育歴に特記事項あり（ ）
- 養育態度・知識に問題あり
- 家族構造にストレス、緊張関係を内包する構造がある（ ）

YES

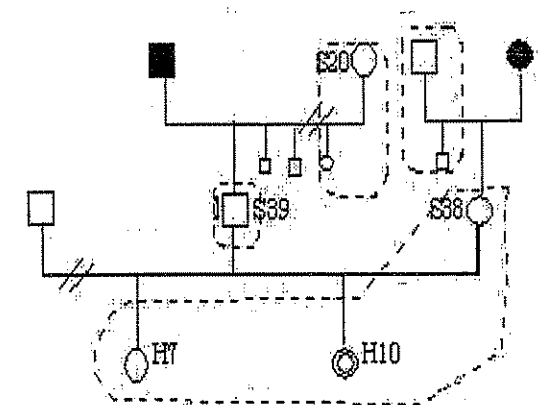
NO

評価決定 非該当

評価決定 継続的・総合的な支援

# リスクアセスメントシート

(1回目)

|             |   |  |              |     |          |
|-------------|---|--|--------------|-----|----------|
| ケース番号       |   | 相談番号   |              | 記入日 | 平成 年 月 日 |
| フリガナ<br>児童名 | フリガナ<br>京都 花子   |  | (女)<br>(10歳) | 記入者 |          |
| 虐待の種類       | 心理的   | ジェノグラム<br> |              |     |          |
| 主な虐待者       | 実母  |  |              |     |          |
| 緊急度の評価      | 緊急一時保護を検討する   |  |              |     |          |
| 虐待重症度       | 中度  |  |              |     |          |
| 兄弟の有無       | <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無  |  |              |     |          |
| 虐待対応の要否     | <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 不要 |  |              |     |          |
| 虐待程度見所      |   |  |              |     |          |

## ★虐待重症度判定基準

| 生命の危機:  | 重度:   | 中度:   | 軽度:   | 危・惧:                              |
|---|---|---|---|-----------------------------------|
| * 命の危険がある外傷あり (可能性大)<br>* 死に至る可能性のあるネグレクト<br>* 危険な状況・条件 | * 医療必要な外傷 (可能性大)<br>* 強い精神症状<br>うつ・自殺企図<br>無表情・自我崩壊<br>* 強いネグレクト<br>生存必須要件不足<br>* 明らかな性行為<br>* サディスティック | * 慢性的な暴力<br>* 軽度であっても諸条件悪く改善せず<br>* 乳幼児の長い放置<br>* 非偶発的な外傷<br>* 精神身体症状<br>* 強い不衛生・不潔 | * 外傷が残るほどでない暴力<br>* 軽い精神症状<br>* ネグレクトによる影響 (体に艶ない)<br>* ケアにムラあり<br>マルチメント | * 虐待行為はないが「叩いてしまえう」「世話をしたくない」等の訴え |

## 1 子どもの様子

要因1 虐待を疑う子ども側の直接所見 合計 1点 不明 5項目

| 評価項目                       | あり | やや                    | なし | 不明                    | 特記事項 |
|----------------------------|----|-----------------------|----|-----------------------|------|
| ① 虐待を受けていることをほのめかす         |    | <input type="radio"/> |    |                       |      |
| ② 虐待が疑われる医学的所見がある          |    |                       |    | <input type="radio"/> |      |
| ③ 身長・体重が、同年齢の標準から大きくはずれている |    |                       |    | <input type="radio"/> |      |
| ④ 年齢不相応な性的関心・性的言動がある       |    |                       |    | <input type="radio"/> |      |
| ⑤ 無表情・凍りついた凝視・緊張が高い        |    |                       |    | <input type="radio"/> |      |
| ⑥ 乱暴な言動や、衝動的な言動がある         |    |                       |    | <input type="radio"/> |      |

要因2 虐待を疑う不自然な親子関係・生活実態 合計 0点 不明 5項目

| 評価項目                      | あり | やや | なし | 不明                    | 特記事項 |
|---------------------------|----|----|----|-----------------------|------|
| ① 不自然な保護者への密着がみられる        |    |    |    | <input type="radio"/> |      |
| ② 保護者を怖がる                 |    |    |    | <input type="radio"/> |      |
| ③ 年齢不相応な行儀のよさやしつけられた態度をとる |    |    |    | <input type="radio"/> |      |
| ④ 保護者と視線がほとんど合わない         |    |    |    | <input type="radio"/> |      |
| ⑤ 身体の清潔・服装・食事行動・生活習慣などが劣悪 |    |    |    | <input type="radio"/> |      |

要因3 虐待を生じさせやすい子ども側の要因 合計 0点 不明 3項目

| 評価項目   | あり | やや | なし                    | 不明                    | 特記事項 |
|--|----|----|-----------------------|-----------------------|------|
| ① 発達障害と診断されたり、発達障害が疑われる発達面のかたよりが認められる          |    |    |                       | <input type="radio"/> |      |
| ② 乱暴・暴言・いじめや、窃盗・金品持ちだし・虚言などの問題行動がある。登園・登校していない |    |    |                       | <input type="radio"/> |      |
| ③ 精神や身体的な問題・独特な性格特性などが認められる                    |    |    |                       | <input type="radio"/> |      |
| ④ どこにも所属していない                                  |    |    | <input type="radio"/> |                       |      |
| ⑤ 3歳未満である                                      |    |    | <input type="radio"/> |                       |      |

2 保護者の様子

要因1 虐待の存在を示唆する保護者側の言動

合計 2点 不明 5項目

| 評価項目                               | あり | やや | なし | 不明 | 特記事項 |
|------------------------------------|----|----|----|----|------|
| ① つじつまの合わない説明をする                   |    |    |    | ○  |      |
| ② 頻繁に子どもを叱る・罵る                     | ○  |    |    |    |      |
| ③ 医療的・保健的な援助に拒否的である                |    |    |    | ○  |      |
| ④ 明確な傷や、度を越えた叱責・養育放棄等があるのに、それを認めない |    |    |    | ○  |      |
| ⑤ 子どもの養育に拒否的な発言をする                 |    |    |    | ○  |      |
| ⑥ 調査に対して、拒否的あるいは攻撃的は態度をとる          |    |    |    | ○  |      |

要因2 虐待を含みやすい親の生活・養育特性

合計 2点 不明 2項目

| 評価項目                        | あり | やや | なし | 不明 | 特記事項 |
|-----------------------------|----|----|----|----|------|
| ① 子どもの養育に無関心                |    | ○  |    |    |      |
| ② 子育てについて、一般常識とかけ離れたこだわりがある |    |    |    | ○  |      |
| ③ 医療的・保健的な援助に無関心            |    |    |    | ○  |      |
| ④ 環境を改善するつもりがない             |    | ○  |    |    |      |
| ⑤ 働く意思がない                   |    |    | ○  |    |      |

要因3 虐待と関連する親自身の背景

合計 1点 不明 3項目

| 評価項目                   | あり | やや | なし | 不明 | 特記事項 |
|------------------------|----|----|----|----|------|
| ① 過去の社会的なトラブル情報がある     |    |    |    | ○  |      |
| ② アルコール・薬物依存がある        |    |    |    | ○  |      |
| ③ 精神的な問題で診断・治療歴がある     |    |    |    | ○  |      |
| ④ 養育能力・生活能力に関する特記事項がある |    | ○  |    |    |      |

3 家族・社会条件

要因1 虐待が生じやすい家族の現状の指標

合計 3点 不明 2項目

| 評価項目                        | あり | やや | なし | 不明 | 特記事項 |
|-----------------------------|----|----|----|----|------|
| ① 住居環境に問題がある(室内の乱れ・極端な狭さなど) |    |    |    | ○  |      |
| ② 家庭内が著しく不衛生                |    |    |    | ○  |      |
| ③ 家庭内に著しい不和・対立がある           | ○  |    |    |    |      |
| ④ 経済状況が著しく不安定               |    | ○  |    |    |      |

要因2 社会的孤立に関する指標

合計 1点 不明 2項目

| 評価項目              | あり | やや | なし | 不明 | 特記事項 |
|-------------------|----|----|----|----|------|
| ① 不自然な転居歴がある      |    |    |    | ○  |      |
| ② モニターできる社会資源に乏しい |    |    | ○  |    |      |
| ③ 近隣や友人らとの交際がない   |    |    |    | ○  |      |
| ④ 支援できる親族が乏しい     |    | ○  |    |    |      |

要因3 虐待が拡大するかもしれない指標

合計 2点 不明 1項目

| 評価項目                        | あり | やや | なし | 不明 | 特記事項 |
|-----------------------------|----|----|----|----|------|
| ① 過去に虐待歴がある                 | ○  |    |    |    |      |
| ② きょうだいへの虐待歴がある             |    |    | ○  |    |      |
| ③ 過去にDVや、不審な養育歴・病歴・死亡歴などがある |    |    |    | ○  |      |

要因4 虐待をはぐくみやすい家族システムの指標

合計 1点 不明 2項目

| 評価項目                      | あり | やや | なし | 不明 | 特記事項 |
|---------------------------|----|----|----|----|------|
| ① 無理のある(不自然な)家族構成が認められる   |    | ○  |    |    |      |
| ② 保護者が若年である               |    |    |    | ○  |      |
| ③ 多子・離婚歴の多さなどのその他の家族所見がある |    |    |    | ○  |      |

採点凡例 あり：2点 ややあり：1点 なし・不明：0点

リスク特性グラフ

|      | 不明数 | 要因・指標           | 2 | 4 | 6 | 8 | 10 | 12 |
|------|-----|-----------------|---|---|---|---|----|----|
| 子ども  | 5   | 虐待を疑う直接所見       | ■ | □ | □ | □ | □  | □  |
|      | 5   | 不自然な親子関係・生活実態   | □ | □ | □ | □ | □  | □  |
|      | 3   | 子ども固有の要因        | □ | □ | □ | □ | □  | □  |
| 保護者  | 5   | 虐待を示唆する言動       | ■ | ■ | □ | □ | □  | □  |
|      | 2   | 虐待を含みやすい生活・養育特性 | ■ | ■ | □ | □ | □  | □  |
|      | 3   | 保護者固有の要因        | ■ | □ | □ | □ | □  | □  |
| 家族社会 | 2   | 家族の現状           | ■ | ■ | ■ | □ | □  | □  |
|      | 2   | 社会的孤立           | ■ | □ | □ | □ | □  | □  |
|      | 1   | 虐待拡大の可能性        | ■ | ■ | □ | □ | □  | □  |
|      | 2   | 家族システム          | ■ | □ | □ | □ | □  | □  |